

令和3年度特定処遇改善加算を利用した賃金改善について

介護事業部職員各位

令和3年4月1日

株式会社オオキタ・コーポレーション

代表取締役 熱田 正勝



令和3年度本加算金についての支給方法を下記の通りとする。

記

令和3年度改善期間

- サービス提供月
令和3年4月～令和4年3月サービス提供分
- 加算金支給月
令和3年6月～令和4年5月
- 賃金改善実施期間
令和3年7月～令和4年6月

改善計画について

- 該当期間加算金見込額
算定事業所の該当期間特定処遇改善加算の見込総額 約9,696,756円
- 申請方法
複数の算定可能事業所を法人単位で一括にて申請するものとする。
- 支給対象者
 - ①賃金改善対象を『経験・技能のある介護職員』とする。
 - ②『経験・技能のある介護職員』とは加算算定事業所に所属する当法人が直接雇用する介護職員で下記の者とする。
 - a) 当法人で勤続10年以上の介護福祉士を取得している者で、1カ月の勤務時間が50時間以上の者。
 - b) 介護業界で経験が10年以上の介護福祉士を取得している者で、次の役職にある者。
「施設長・ホーム長・センター長・主任（副主任）」
- 支給方法については以下のような支給方法とする。
 - ① 該当職員に毎月「特定処遇改善手当」として、1ヶ月当たりの勤務時間が、150時間以上20,000円 / 100時間以上12,000円 / 50時間以上7,000円 を支給する。
※但し、上記要件に該当している場合であっても、意欲・貢献度・規律遵守・勤務態度によっては支給額を減額、若しくは支給しない場合もある。
 - ② ①で支給した後の残金を「特定処遇改善一時金」として、支給日に在籍する該当職員に、職位・能力・意欲・貢献度・規律遵守・1ヶ月当たりの平均勤務時間等を考慮、及び評価し、令和3年12月及び令和4年6月支給の一時金に上乗せして支給する。